

認定施設規程施行細則

第 1 条

日本放射線腫瘍学会認定施設規程の施行にあたり、規程に定められた以外の事項については本施行細則（以下、細則という）に従うものとする。

第 2 条

認定施設の申請、更新に当たっては、以下の書類を提出する。

- 1) 認定施設認定申請書
- 2) 施設実態調査表および報告書
- 3) 施設勤務者の放射線治療専門医証（写）
- 4) その他申請に必要な勤務者の資格認定証（写）
 - 4-1) 放射線治療専門放射線技師認定証（写）
 - 4-2) 放射線治療品質管理士認定証（写）
 - 4-3) 医学物理士認定証（写）
 - 4-4) がん放射線療法看護認定看護師認定証（写）
 - 4-5) がん看護専門看護師認定証（写）
- 5) その他必要な添付書類
 - 5-1) 品質管理プログラムとその実施記録（写）
実施記録は申請日より 1 年以内で任意の 1 月分
 - 5-2) リファレンス線量計校正記録（写）
 - 5-3) 第三者機関による放射線治療装置の出力線量の評価の記録（写）
 - 5-4) 疾患別放射線治療プロトコール（写）
 - 5-5) 放射線治療の質の改善に関する会議の議事録（写）
議事録は申請日より 1 年以内で任意の 1 月分
 - 5-6) 本学会が粒子線治療施設に対して行った施設訪問調査の証明書（写）
粒子線治療実施施設に限る
 - 5-7) 施設申請審査料金の振込控え（写）

第 3 条

施設申請審査料金については、施設認定委員会、並びに理事会の議を経て行うことができる。

第 4 条

施設認定委員会は申請施設が認定基準に適合しているか否かについて施設認定申請時に実地調査を行なうことができる。また、施設認定後も必要に応じて施設の状況を実地調査することができる。

2. 施設認定委員会は、調査の結果、規準を満たしていない施設の施設認定の取り消しを理事会に答申することができる。

第 5 条 改 廃

(改廃)

この細則の改廃は、施設認定委員会、並びに理事会の議を経て行うことができる。

附 則

本細則は平成28年4月15日から施行する。

平成30年6月8日改訂